



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

まん延防止等重点措置に伴う区立施設等の対応方針

1月19日、政府は、1月21日から2月13日までを期間とし、東京都及び埼玉県、千葉県、神奈川県を含む12県にまん延防止等重点措置の適用を決定しました。

オミクロン株の感染は、過去経験のないスピードで拡大しており、新規陽性者の急増により保健所業務及び医療提供体制は予断を許さない状況です。

東京都では、これ以上の感染拡大を防ぐため、不要不急の外出自粛や飲食店への営業時間短縮及び酒類の提供自粛等を要請しています。

豊島区においても、引き続き感染防止対策を徹底しつつ、地域コミュニティーを維持するため、下記のとおり区立施設等を運営してまいります。

記

- 1 区立施設等の運営については、国の基本的対処方針および東京都の対応措置に準拠することとする。
- 2 区主催のイベント等については、飲食を伴うもの、複数人が大声を出すなど飛沫が拡散する活動の自粛など「感染防止対策の徹底」と、国の基本的対処方針および東京都の対応措置に基づく「収容率と人数の制限」を講じたうえで実施する。
- 3 本方針については、今後、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、必要に応じ変更する。